

博士学位論文要旨集

内容の要旨および審査の結果の要旨

第25集

2022（令和4）年3月

二松学舎大学

はしがき

この冊子は、学位規則(昭和 28 年 4 月 1 日 文部省 第 9 号) 第 8 条の規程による公表を目的として、2021 (令和 3) 年度に本学において博士の学位を授与した者の、論文内容の要旨及び 論文審査結果の要旨を収録したものである。

目 次

学位の種類等	学位番号	氏 名	学 位 論 文 題 目	頁
博士(日本漢学)	甲第 2 号	張 三 妮	植 民 地 台 湾 ・ 朝 鮮 漢 文 教 育 形 成 過 程 の 研 究	1

博士学位論文審査報告

題 目： 植民地台湾・朝鮮漢文教育形成過程の研究

氏 名： 文学研究科中国学専攻 張 三妮

論文委員： 主査 教授 町 泉寿郎

副査 教授 王 宝平

副査 教授 江藤 茂博

副査 玉川大学教育学部研究員 白柳 弘幸

論文内容の要旨

本論文は、19世紀末から20世紀前半の時期に日本統治下の台湾と朝鮮において進められた植民地教育のうち漢文教育に焦点をあてて、各地域における形成過程と各地域の特色について明らかにし、また日本主導の漢文教育が果たした意義を論じたものである。

論文の構成は以下の通りである。

目次

序章 第一節 問題提起

第二節 漢文への視座

第三節 日本と東アジアにおける漢文の再編

第一部

第一章 日本統治と台湾近代教育の形成—諸教育令の策定と教育課程を中心に

第一節 明治政府の教育政策

第一項 教育法令の策定

第二項 教育課程

第三項 私塾家塾対策

第四項 教育課程に取り入れた漢文と漢文教科書

第二節 日本統治と台湾教育政策の形成

- 第一項 日本統治と教育法令の策定
 - 第二項 日本統治と教育課程及び教科書
 - 第三項 伝統的教育機関への対策—教科書使用を中心に
- 第二章 植民地台湾における漢文教育の創始とその確立—「同文」の意義と漢文の境界
- 第一節 教育課程に取り入れた漢文及び漢文教科書
 - 第一項 国語伝習所時代の教育の濫觴—近代的漢文教育の創始以前
 - 第二項 公学校令下の近代的漢文教育の創始—国語との関連を中心に
 - 第三項 公学校における漢文科の教科内容決定の要因—国語教科書と書房教育を中心に
 - 第二節 『台湾教科用書漢文読本』(1905-1906)の性格—言語教育の側面から
 - 第一項 伊沢修二による日本語教育の開拓—媒介語とされた漢字漢文
 - 第二項 漢文科廃止論争と日本語教育—国語教育に支障をきたす漢文の存在
 - 第三項 教育政策の転換と公学校令漢文科の登場
 - 第四項 漢文教授法への注目と漢文教育の展開
 - 第五項 『台湾教育会雑誌』漢文欄(1901-1911)における漢字漢文観
 - 第六項 初級教科書における対訳と近代的な語群の構築
 - 第三節 植民地台湾における漢文教育の機能と限界
 - 第一項 初等教育における漢文教育の重点移動
 - 第二項 師範教育における漢文教育の確立と「同文」の破綻
- 第二部
- 第一章 旧韓末漢文教育の展開—日本人学務官僚と近代的漢文教育の創始
- 第一節 官公立学校漢文教育と日本人学務官僚
 - 第一項 近代教育制度の成立と日本人学務官僚
 - 第二項 普通教育令における漢文の位置づけ—国語との関連
 - 第二節 三土忠造と学部編纂漢文教科書—教科書の編纂理念を中心に
 - 第一項 三土忠造によるカリキュラムの編成と教科書編纂
 - 第二項 『漢文読本』の性格—『修身書』との比較を兼ねて
 - 第三項 『漢文読本』の編纂過程と言語教育の側面
 - 第三節 教科書検定制度と漢文教科書
 - 第一項 教科書検定制度と検定漢文教科書の特徴
 - 第二項 明治日本漢籍出版の隆盛と旧韓末漢学の転向
- 第二章 日本統治と植民地朝鮮における漢文教育の推移
- 第一節 第一次朝鮮教育令期の漢文教育—植民地政策の展開と漢文教育
 - 第一項 隈本繁吉文書に見る漢文の位置づけ—「朝鮮語及漢文」科必修の決定
 - 第二項 朝鮮教育論における漢文教育—『教育界』韓国併合特集を例に
 - 第三項 併合前後の漢文教育の転換—普通学校漢文教科書における漢文の位置
 - 第四項 『普通学校朝鮮語及漢文読本』(1915-1921)の教材採録及表記法
 - 第五項 『普通学校朝鮮語及漢文読本』(1915-1921)の練習問題

- 第六項 『普通学校漢文読本』第五学年用、第六学年用（1923）の構成と特徴
- 第二節 朝鮮語科教育課程と漢文教科書の推移
 - 第一項 中等教育課程における教科目と教授時数
 - 第二項 中等漢文教科書の変遷—朝鮮志向の反映
- 第三節 国語科漢文教科書に関する検討
 - 第一項 『中等教育漢文読本』（1930）の位置づけ
 - 第二項 大正昭和前期漢文教育論と中学漢文教科書
 - 第三項 第二次朝鮮教育令下漢文教育論と中学漢文教科書
 - 第四項 『中等教育漢文読本』の内容構成と教材採録—塩谷・服部教科書との比較を通して

終章

- 第一節 研究の成果
- 第二節 今後の展望

副論一 伊沢修二の清末中国教育に関する言説と出版活動

はじめに

- 一 清末教育改革と伊沢修二
- 二 伊沢修二と東亜同文会の関係、および清末教育に関する言説
- 三 伊沢修二の対中国教育活動—出版物を中心に
 - 『東語初階』（1903）と『東語真伝』（1905）
 - 『日本学制大綱』（1903）と『東亜普通読本』（1905）
 - 『同文新字典』（1909）

終わりに

副論二 横浜大同学校における国文教科書編纂

はじめに

- 一 在日華僑学校教育の位置づけ
- 二 明治教育と大同学校—その成立期（19世紀末～20世紀初頭：明治後期）を中心に
大同学校の教育権と教育理念
明治日本国語科教育の成立と大同学校の教育課程・教科書
- 三 大同学校教科書と国文教育の特徴

終わりに

主要参考文献

序章（p4-6）では、漢文教育史に関する先行研究に触れつつ、その問題点を概説している。日本近代の漢文教育に使用された漢文教科書は、言語教育の素材であると同時に、同時代の文化・歴史・思想を反映する材料でもあり、台湾と朝鮮では言語文化の面で異質性を持ちつつも、日本統治下における漢字漢文として共通性をもつと論ずる。

日本国内の状況に関しては、長谷川滋成・石毛慎一・浜本純逸・木村淳らの研究、台湾に

関しては陳培豊（『日本統治と植民地漢文』2012年）や駒込武の研究、朝鮮に関しては林相錫の研究（『植民地漢字圏と韓国の文字交替』2018年）等を挙げながら、従来の植民地教育に関する語りが異民族支配に対する否定的語りか、近代化を促進したという肯定的な語りかの何れかになりがちで、韓国では前者が、台湾では後者が多くなる傾向があることを指摘し、従来欠如している台湾と韓国を比較横断的に論ずることが必要であると述べる。

続いて、第一部（p7-98）では台湾、第二部（p99-172）では朝鮮について論じている。各部ともに第一章は教育制度・教育法令とその変遷について論じ、第二章・第三章は各地域・各時期の漢文教科書と漢文教育に関与した主な植民地官僚について論じている。

第一部の概要は以下の通りである。

第一章「日本統治と台湾近代教育の形成—諸教育令の策定と教育課程を中心に」

第一節「明治政府の教育政策」（p7-18）では、日本国内における漢文教育について、修身教科との関係、私塾など教育組織の問題、国語教科形成との関係等の視点から概説している。すなわち、伝統的な前近代の儒教教育を否定し新たに道德教育・国民教育と知識技術教育がめざされたこと。公立学校未発達に漢学塾などがそれを補完する意義をもったこと。具体的な教育課程への位置づけでは国語教科の形成と道德教育への要求の間で揺れ動いたこと等が論じられている。これらの視点は、以下の行論において台湾と朝鮮の漢文教育について詳論する際にもポイントとなっている。

第二節「日本統治と台湾教育政策の形成」（p19-34）では、まず日本の台湾統治における教育法令について、台湾民衆を対象とする初の教育法令である1919年台湾教育令（1922年改正）と、その公布以前の現地民を対象とした教育機関（国語伝習所・公学校）について解説する。公学校の教育内容を紹介し、漢字漢文が日本語を理解させる道具として使用されていたこと、日本・朝鮮と異なり手紙・書類の書き方など実用的な教材を収録していることを指摘する。その一方で、公学校未整備により、民間の書房が長期にわたって公学校を補完する意義を担っており、漸次教育内容を近代化しつつ伝統教育が存続したことを明らかにしている。

第二章「植民地台湾における漢文教育の創始とその確立—「同文」の意義と漢文の境界」

第一節「教育課程に取り入れた漢文及び漢文教科書」（p35-59）では、まず台湾統治初期の国語伝習所や公学校の状況として、日本語を理解させる道具として漢字漢文を利用しつつ、入学者確保の便法としての伝統的漢籍を利用したことを明らかにする。しかし漢文と日本語を併用して儒教と国体論を折衷する「混和主義」教育は矛盾を内包するため、漢文は儒教要素を払拭した実用的な内容となって後退し、言語ナショナリズムに基づく日本語教育論が現れる。更に、総督府によって編纂された台湾用教科書（『台湾教科用書漢文読本』『台湾教科用国民読本』）の内容を、日本語教育、母語教育、道德教育・国体論などの視点から分析する。

第二節「『台湾教科用書漢文読本』（1905-1906）の性格—言語教育の側面から」（p60-80）では、台湾植民教育に従事した主要人物を取り上げて、漢文を中心にその言語教育観を論じ、第一節の論旨を具体化している。初代学務部長を務めた伊沢修二の「同文主義」に変遷があ

ることを指摘し、台湾の現状に触れた伊沢が漢字の表意性を利用して日本語教育に利用することを提唱し、生徒誘致のために伝統的儒教経典を採用したが、その「混和主義」は矛盾をはらんでいたと論ずる。次に、『台湾教育会雑誌』等に収載された漢文教育に関する諸議論を取り上げている。伊沢の「混和主義」を否定する意見として、橋本武と平井又八による1900年の論争を取り上げて、橋本が日本語教育自体のもつ修身的機能を重視し、漢文による道德教化との併用を否定し、漢文を一種の技術教育に抑制すべきであると主張したことを紹介し、その主張を国家主義に立つ言語ナショナリズムと評する。しかし、橋本の主張は台湾の現状から乖離していたため、後藤新平は現地民の要望を反映して漢文科を独立させたとする。また本田茂吉「漢文教授法研究談」（1901.12）と鈴江団吉「漢文授業例」（1902.12/1903.1）を紹介し、伝統的漢文教育から脱却して（脱儒教）、理論的・体系的に漢文を教えたところに、台湾の語文教育における日本統治下の漢文教育がもつ歴史的意義があったと結論する。更に、国家主義イデオロギーを強制するのではなく、近代文明の成果を強調することを主張する三屋大五郎「論公学校漢文」を紹介し、実際に漢文教科書に採用された教材によって近代語群の形成に寄与した例として「電気」を挙げている。

第三節「植民地台湾における漢文教育の機能と限界」（p81-98）では、初等教育における漢文教科書教材の推移（第一項）、師範教育におけるカリキュラムと漢文教科書教材の推移（第二項）を通して、台湾漢文教育の沿革を描きだしている。はじめ漢文教育は「同化」の道具として利用されていたが、大正期に日本語教育が浸透して漢文教育が削減され、植民地統治のイデオロギーを明確に反映したものへと変わっていく。昭和初期には、白話文運動に連動して閩南語使用や漢文学習復活の要求が起こり、民族運動の主張に漢文が利用されることになったと論ずる。

第二部の概要は以下の通りである。

第一章「旧韓末漢文教育の展開—日本人学務官僚と近代的漢文教育の創始」

第一節「官公立学校漢文教育と日本人学務官僚」（p99-104）では、三次の日韓協約によって日本が教育行政権を把握した統監府時代（1906-1910）を中心に、朝鮮植民教育の沿革とそれを担当した日本人学務官僚（幣原坦、三土忠造、隈本繁吉ら）について概観する。次に、各種の教育法令から国語（朝鮮語）・漢文・日本語に関する項を押さえつつ、従来、漢文は国語（朝鮮語）との関係を薄めながら教授されていたものが、日韓併合を経て漢文は国語（日本語）との関係を保つべきものに逆転したことを指摘する。国語（日本語）との関係を保つことは漢文教育における「読み」の重視につながり、「嘉言善行」を内容とするものが引き続き行われたと論ずる。

第二節「三土忠造と学部編纂漢文教科書—教科書の編纂理念を中心に」（p105-115）では、三土忠造によるカリキュラム編成と教科書編纂について論じ、三土自身は初等教育に漢文を入れるべきではないとの主張にもかかわらず、生徒獲得の方便として漢文が採用されていたことを指摘する。三土が編纂に関与した教科書には、全教科にわたって道德的内容が盛り込まれ、漢文教科書にも儒教道德ではない近代的な修身道德が盛り込まれたことが説かれる。漢文教科書の具体的な内容については、官立公学校で使用された教科書が文法解説な

と言語教育の科学性に配慮したものとなり、「諺解本」出版も盛行し、近代性と実用性を備えた漢文教育がスタートしたと論ずる。

第三節「教科書検定制度と漢文教科書」(p116-123)では、民間教科書が盛行するなか、教科書検定制度の導入によって、反体制的内容を取締るだけでなく、内容面では経書教材が縮小され、韓国漢文を含む文学教材が増加したが、結果的に韓国側の自発的発展が挫折したと評する。だがその中にあっても、朝鮮人にかかる見るべき編纂教科用図書があると指摘し、その例として韓国語学・文学に足跡を残した魚允迪の編纂にかかる『懸吐具解監本孟子』ほか挙げられている。

第二章「日本統治と植民地朝鮮における漢文教育の推移」

第一節「第一次朝鮮教育令期の漢文教育—植民地政策の展開と漢文教育」(p124-140)では、第一次朝鮮教育令期の植民地政策と漢文教育の関係について、朝鮮教育令の策定に関与した隈本繁吉や「朝鮮教育方針」の立案に関与した三土忠造らの朝鮮人教育に関する意見を中心に取り上げる。朝鮮教育令の策定段階ではさまざまな揺れが見られたが、全体としては漢文削減の意見が多く、儒教に対しても民衆統治の便法として従来浸透している儒教を利用するという意見が多かったこと、併合後には伝統漢籍に加えて日本漢文・朝鮮漢文の教材が増加していることを指摘する。また漢文教科書が言語教育だけでなく、道德教育や朝鮮地理歴史の教育の性格も担ったため、伝統教育では排除された「吐」が解釈標準化のために導入されたこと、また朝鮮漢文教材も採用されたことに触れ、「吐」や諺文の教科書への導入が諺文綴字法など韓国語表記法の法規定をもたらしたことに言及する。

第二節「朝鮮語科教育課程と漢文教科書の推移」(p141-161)では、漢文教科書の推移について細説する。第一次朝鮮教育令下では国語(日本語)教育が強化されていたが、1919年三・一独立運動後の1922年第二次朝鮮教育令では朝鮮に対する懐柔政策が見られ(文化統治)、これを反映して文学教材が増加し、高等普通学校では「国語及漢文」と「朝鮮語及漢文」の教科に変更される。更に1938年第三次朝鮮教育令では国家主義イデオロギーの要素が強まり、朝鮮語は完全に排除されたことを指摘する。第二次朝鮮教育令期の中等学校における教科「朝鮮語及漢文」では、国民道德涵養を基本としつつ、実業を説いた漢文、朝鮮漢文、朝鮮語文をも加えて、より朝鮮志向の内容となったことを論じている。

第三節「国語科漢文教科書に関する検討」(p162-174)では、1922年から1938年まで総督府は採った「内地準拠主義」に基づき、朝鮮で使用された国語科漢文教科書と同時期の国内漢文教科書との相互関係を検討している。朝鮮時代の最高学府成均館が併合後に経学院に改組され、1920年代には日本の斯文会との間に交流があったことを論じ、塩谷温や服部宇之吉の編纂した漢文教科書からの影響について論ずる。文化統治時代の文教政策下の漢文教科が脱儒教の革新的な性格をもったと結論する。

終章(p175-177)では、第一部・第二部の内容を総括し、日本統治下の台湾・朝鮮における漢文教育には政治的要素と教育的要素の二重構造が見いだせ、台湾と朝鮮は異なる言語環境にもかかわらずいずれの植民地統治においても漢字文化圏の文化伝統を反映して漢文教育は不可避であったと指摘する。日本の植民地統治は多くの矛盾・限界を抱えていたが、

日本主導の漢文教育は脱儒教をもたらした点で共通し、台湾では日本語教科書と漢文教科書が近代知識を紹介する媒体として機能し、同化教育と母語教育の二重構造のなかで漢文教育が漢文リテラシーを保証することになった。朝鮮では、新しい漢文教育が言語教育を創出させたと結論付けている。

副論一「伊沢修二の清末中国教育に関する言説と出版活動」(p178-186)では、伊沢修二の対中国教育活動を具体化している。伊沢が日本語入門書や平仮名で音訓表記した漢字典などの編纂を通して、日清韓の東アジア文化経営に取り組んだことを論ずる。

副論二「横浜大同学校における国文教科書編纂」(p187-195)では、世界初の近代的華僑学校というべき横浜大同学校について論ずる。同校は東亜同文会と緊密な関係を持ちながら、日本の教科書を参照して新知識を盛り込んだ多くの教科書を編纂し、清末の国文教育に貢献したことを論ずる。

(以上、本論文は分量にして約 20 万字)

論文審査結果の要旨

本論文は、台湾・朝鮮両総督府のもとで推進された植民地教育のうち漢文教育に特化したものであり、第一部は台湾、第二部は朝鮮を対象として、それぞれまず教育法令を整理して教育制度とその変遷を概観し、次に主な植民地学務官僚の教育政策を明らかにし、また発行された漢文教科書の内容を分析して、日本が両地域で進めた植民地教育のうち漢文教育が果たした意義について具体的に明らかにしている。

日本が行った植民地教育については、日本、台湾、韓国などで既に多くの蓄積があるものの、日本と台湾、日本と朝鮮に限った研究が多く、台湾と朝鮮を横断的に比較した研究が不足していた。日本・台湾・韓国の先行研究をよく渉猟し、漢文教育を中心に台湾と朝鮮の植民地教育の状況を横断的に解明した点に本論文の特徴あり、この枠組みの設定に本論文の長所がある。日本主導の漢文教育が、東アジア各地の近代化に果たした意義を検討することは、近代日本漢学にとって重要な課題と言える。

本論文は、従来の植民地教育研究に伴いがちな民族主義による否定的評価や、それを裏返しした肯定的評価ではなく、漢文教育と漢文教科書というフレームを通して、東アジア諸地域におけるそれぞれの言語・文化伝統を背景とした漢字漢文文化が近代化過程において変遷した様相を映し出している。

漢文教育を分析する際の視点として、日本・台湾・朝鮮を通じてほぼ同じ視点—修身教科との関係、私塾など教育組織の問題、国語教科形成との関係等—のもとに分析されている点も、横断的比較検討と呼ぶにふさわしいものである。

横断的検討によって、日本における漢学塾や台湾・朝鮮における書堂が過渡期の公教育を補完したこと、修身と漢文の関係では日本主導の漢文教育によって新しい倫理が説かれて脱儒教が進んだこと、文法教育や新知識の導入においても漢字漢文が有効に機能したこと、また 1938 年に台湾で漢文教育が断絶して以降も朝鮮では漢文教育が継続し両地域に明らかな相違が認められることなどは、本論によって明確になった事実と言えよう。

一方で、いくつかの問題点も指摘しなければならない。本論文は植民地教育の漢文教科に内在する問題として行論するために議論が平板になっている面があり、論旨に説得力を増すために日本国内における国語漢文の対立構造や、政治社会動向からの影響など、周辺の問題に配慮することも必要である。年表・図版等を用いた論旨の明瞭化と独自性をより闡明化することを望む。特に、漢文教育が包含した言語と道徳の二面性について、日本国内と台湾・朝鮮での共通点と相違点について書き分ける工夫がほしい。また、台湾での経験が朝鮮でどう活かされたのかという視点に欠ける面があり、台湾と朝鮮の相違点を明確化するとどまらず、その相違点が生じた理由について更なる検討を期待したい。総督府による抑圧を論ずる際には、より具体的に授業時間数の減少などの証拠を示す行論を望みたい。

如上の瑕瑾はあるものの、本論が標題の内容を論じて充実した内容と形式を備えていることは十分に認められる。

よって、審査委員一同は一致して、本論文が「博士（日本漢学）」（甲）の学位を授与するに値するものであると認定する。

博士學位論文要旨集

内容の要旨および審査の結果の要旨

第 25 集

2022（令和4）年3月23日

発行 二松学舎大学大学院

編集 二松学舎大学 教学事務部 教務課

〒102-8336 東京都千代田区三番町6番地16

電話 03（3261）7406